

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(7月分)

■令和8年7月1日～令和8年7月31日

令和8年7月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<食品表示関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月13日	「知って・選んで・食べる」権利を守るために遺伝子組み換え原材料の有無がわかる食品表示制度への改正を求める意見書	たねと食とひと@フォーラム 代表者 石津大輔	2001年に施行された現行制度は、遺伝子組み換え原材料が使用されていても「遺伝子組み換え」表示がほとんど存在しないという、制度としての欠陥を抱えている。 消費者の「知る権利」「選ぶ権利」を守るため、以下の点について制度改正を求める。 1.すべての遺伝子組み換え食品・飼料等を義務表示の対象とすること ・加工食品、飼料、添加物、ゲノム編集食品を含め、すべてを義務表示とする。 ・外食メニューや総菜売り場の店頭にも表示を義務化する。 2.そのため、食品トレーサビリティ制度を確立し、表示を可能にすること ・原料管理と流通履歴を追跡できる仕組みを整備し、すべての遺伝子組み換え食品・飼料等を対象とした表示を実現する。 3.誰にでもわかる表示にすること ・遺伝子組み換えを使用している場合は「遺伝子組み換え」または「GMO」 ・使用していない場合は「遺伝子組み換えでない」または「NON-GMO」と明確に表示する。 ・分別生産流通管理により混入率が5%以内に抑えられているものは、「遺伝子組み換えでない」表示を可能とする。
7月30日	「サプリメント」規制の在り方に関する意見～事故の防止に向け、消費者目線の反映を～	食の安全・監視市民委員会 共同代表 佐野真理子、山浦康明	消費者庁および厚生労働省は、サプリメント規制の在り方に関する検討結果を公表したが、その内容には消費者目線が反映されていないため、次の点の改善を求める。 1.サプリメントの「定義」は誤解を招く:中間とりまとめでは、「サプリメント」の定義に「通常の食事による栄養摂取又は生理機能の調節を補助することが目的とされる食品」という文言があるが、「生理機能の調整」(体調調節機能)は食品全般の三次機能として知られているものであり、これをサプリメントの定義に位置づけることによって、サプリメントが優良な食品として消費者に誤解されかねないため、「生理機能の調整」部分は削除すべきである。 2.「サプリメント」の対象範囲があいまい:中間とりまとめでは、錠剤・カプセル剤等食品については、過剰摂取につながりやすく、「サプリメント」の範囲内と整理することが適当であると示された。また、グミ・ゼリー・チョコ形状のものも「サプリメント」の範囲内と整理することが適当であると示された。消費者の誤認を防ぐためには、「サプリメント」の定義は錠剤、カプセル剤、液剤、粉末剤などの形状だけにして規制すべきである。 3.健康被害情報の報告義務はあるが公表の仕組みがない:原因が不明であっても被害情報を商品名・メーカー名を含めて消費者に知らせる公開制度の導入が必要である。また現状は、医師の診断を通じた情報が報告や公開の対象となっているが、PIO-NET情報も健康被害情報の報告・公開の対象に含めるべきである。公開は迅速性を第一にし、消費者にわかりやすく商品名・メーカー名も含める制度とすべきである。 4.輸入原材料対策への検討が甘すぎる:多くの原材料が海外産の天然由来に頼っている現状下、輸入原材料についても安全規制の強化を図るべきである。 5.現行のリスクコミュニケーションは一方通行:リスクコミュニケーションの推進が謳われているが、現行のリスクコミュニケーションは行政・事業者の情報を消費者に理解させようとする一方通行に偏っている。現状のままでは「サプリメント」の利点だけが情報提供されるおそれがあることから、リスクコミュニケーションの在り方を改善するべきである。 6.「サプリメント」製造・加工施設の把握:「サプリメント」の製造・加工は許可制のもとにおくべきである。 7.消費者にわかりやすい表示の導入を:「サプリメント」規制に基づく食品であることを、消費者に知らせる表示体系を構築するよう強く求める。 8.適正・厳正な広告・宣伝の規制を迅速に図るべき:新たに「サプリメント」規制を導入することで、今まで以上に消費者に安全性・有効性等について誤認させる広告・宣伝が増えることが推測される。特に優良誤認には厳しく対応する体制が必要である。これはネット情報でも同様である。 9.食品被害救済制度の検討に速やかに着手すべき:小林製薬紅麹事案の反省のもと、食品行政担当者はすべての事業者に対し、「サプリメント」は健康に重大な被害を及ぼす食品群であることについて注意喚起すべきである。紅麹サプリメント事故は、国の認めた機能性表示食品による事故のため、教訓として認識すべきである。深刻で悲惨な歴史的な大事故であり、被害発生を防止できなかった行政はその責任を踏まえ、食品被害救済制度の導入を図るべきである。

<地方消費者行政:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月6日	【参考送付】地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書	熊本県議会 議長 内野幸喜	消費者被害・トラブル額は、令和6年1年間で約9兆円と言われている。これらの消費者被害を防止・救済するためには、全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が不可欠であり、喫緊の課題となっている。 地方消費者行政の継続・強化は地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方消費者行政の安定的な推進が不可欠であり、その後退や衰退は、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。 そのため、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠であり、恒久的財源措置制度の創設が必要である。今般、国が地方消費者行政を推進するための新たな交付金制度を創設したことは評価するものであり、恒久的財源措置制度創設までの間は、継続して相当額の交付金の予算措置を行うこと、さらに、地方公共団体が交付金を活用できるよう運用に当たっては地方公共団体の意見を十分に聞くことが必要である。 よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対し必要な財源措置を継続して行うよう下記の事項について措置されるよう強く要望する。 1.国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置制度の創設を行うこと。恒久的な財源措置制度創設までの間は、今般創設した地方消費者行政強化交付金について、相当の予算措置を継続すること。 2.今般創設した地方消費者行政強化交付金の運用においては、地方公共団体が活用できるよう、その意見を十分に聞くこと。

<個人情報保護制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月15日	「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の成立にあたって	一般社団法人全国消費者団体連絡会	全国消費者団体連絡会は、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会上程を受け、2026年4月27日に意見書を提出した。 2026年7月10日の参議院本会議において、同改正案が可決・成立した。 今回の改正で、AI開発や統計利用などを理由として本人同意を不要とする例外規定の拡大、要配慮個人情報の取扱いの緩和、情報漏えい時の本人通知義務の緩和などが盛り込まれた。しかし、こうした措置は、自らの情報がどのように利用されているのかを本人が把握し関与する機会を後退させるものである。 加えて、今回導入された課徴金制度は悪質な事業者による違反行為を対象とするものの、安全管理措置義務違反は対象外とされた。しかし、実際の大規模な個人情報漏えい事案の多くは安全管理体制の不備によって発生している。このような制度設計では十分な抑止効果は期待できない。 さらに、全国消団連が求めてきた適格消費者団体による差止請求制度や集団的な被害回復制度は今回実現しなかった。違法又は不適切な個人情報利用を迅速に止め、多数の消費者に生じた被害を回復する仕組みが整備されない限り、デジタル社会における消費者の安全と安心を十分に確保することはできない。 今回の改正法に盛り込まれなかった課題については、衆議院及び参議院の附帯決議の趣旨を踏まえ、消費者団体を構成員とした公開の検討の場を設け、個人情報保護法第14条に基づく見直し規定を踏まえつつも、その時期を待つことなく、速やかに検討に着手することを求める。 特に、本人同意を不要とする例外規定の見直し、課徴金制度の再構築、差止請求制度の創設、集団的被害回復制度の導入、AI・プロファイリング規制の強化、要配慮個人情報及び子どもの個人情報保護の強化、緩和された漏えい通知制度の再強化などについて、早急な検討を進めるべきである。 併せて、改正法の施行に向けて策定される個人情報保護委員会規則やガイドラインについては、消費者団体を含む幅広い関係者の意見を十分に反映し、透明性と予見可能性を確保した制度運営を行うことが不可欠である。その検討に当たっては、限られた関係者への非公開のヒアリングにとどめるのではなく、複数の消費者団体を構成員として加えた公開の検討の場を設け、国民に開かれた形で議論を行うことを強く求める。 個人情報保護委員会が独立性と専門性を維持しながら十分な監視・監督機能を果たせるよう、人員及び予算の拡充を図り、消費者が安全かつ安心してデジタル社会で生活できる実効性ある個人情報保護制度を確立することを強く求める。

<その他:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月7日	2026年PLオンブズ会議報告会 提言	PLオンブズ会議 一般社団法人全国消費者団体連絡会	製品安全の問題に関心を持つ個人のネットワークであるPLオンブズ会議と全国消費者団体連絡会は、毎年、製品安全をテーマとした報告会を開催している。 2026年度は、7月1日に「リチウムイオン電池発火事故からPL法を考える」と題する報告会を開催した。 今回の報告及び議論を踏まえ、PLオンブズ会議は以下のとおり提言する。 インターネット取引市場の拡大に伴い、日本の消費者がオンラインモール等を通じて国内外の事業者が販売する製品を購入する機会が飛躍的に増えている。一方、海外事業者が国内の消費者に直接製品を販売するケースでは、安全性に関する法的責任を負うべき国内の製造輸入事業者が存在しないといった課題がある。こうした課題への対応として、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律が2025年12月25日に施行された。 今次の法改正は大きな前進だが、欧米が対応しているネット取引製品が安全性を欠いていたことから生じる損害賠償への民事対応が我が国ではまだできていない。日本の消費者が保護の外に置かれた状態はこれ以上放置できない。 私たちは、国に対し、製品安全行政規制法の施行状況を踏まえつつ、プラットフォームらの民事責任の在り方につき早急に議論を開始し、法整備を図ることを昨年に強く要望する。
7月8日	【参考送付】北野泰斗医師らのJAMA掲載論文に関する公開質問及び要望書	薬害オンブズパースン会議 事務局長 水口真寿美	JAMA Oncology誌に2026年4月9日付で、奈良県総合医療センター所属の医師による論文「男子への9価HPVワクチン接種とHPV関連腫瘍」が掲載された。 論文中では「HPV関連がん」と定義したICD-10分類における11種類のコードには、HPVに関連性のないがんや関連性の乏しいがんなども含まれているにもかかわらず、論文中に各コードごとの症例数や比率が記載されていないため、同論文の記載内容から「性別を問わないHPVワクチン接種の普及に貢献する」という結論を導くことは不可能である。 また、毎日新聞の本年4月23日の記事は、「9価HPVワクチン 接種男性で頭頸部がん発症が半分近くに減少」とする見出しで本研究を紹介し、「9価HPVワクチンは、思春期と若年成人の男性で頭頸部がんの予防に大きく貢献しており、男女を問わないワクチン接種戦略を後押しする有力な根拠となり得る」とするコメントが掲載されているが、本論文の結論自体が、論文の記載内容から導けない結論である上、同記事は、この論文内容が9価HPVワクチンは、思春期と若年成人の男性で頭頸部がんの予防に大きく貢献していることを示したかのように誤って伝えているものとする。 また、上記論文は、奈良県総合医療センターのプレスリリースにおいて、その要旨がそのまま掲載され、さらに本論文には「本研究は、奈良県総合医療センターの施設内倫理委員会により審査され、掲載が承認された」と記載されている。同センターの倫理委員会規程第2条には、「当センターの職員（常勤の職員に限る。）から申請された研究等の実施計画及び成果の公表計画について、医学的、倫理的及び社会的な観点から審査する」ことが明記されている。そこで以下のとおり質問及び要望を行う。 第1 当該医師に対して 1.前記論文に「HPV 関連がん」と定義して掲載したICD-10分類における11種類のコードについて、それぞれの症例数及び比率を明らかにすること。 2.毎日新聞の本年4月23日付け記事について訂正を求めること。 第2 奈良県総合医療センターに対して 1.論文記載の内容からは導けない結論が記載されている上記論文の投稿、及びプレスリリースでの論文掲載の告知についてどのように審査をされたのか、審査の内容を明らかにすること。 2.毎日新聞に論文の結論を誤って伝える記事が掲載された経緯について調査し、その結果を公表すること。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から11件の意見等が寄せられました。

(内訳: 表示関係(食品表示を除く):2件 デジタル・AI関係:1件 その他:8件)

寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。